

ともに歩む『結みのお』会則

第1条 (名称・所在地)

本会は、ともに歩む『結みのお』と称し、事務所を箕面市西小路3丁目12-6におく

第2条 (目的)

箕面の地域資源を活かし、市民一人ひとりがお互いに持てる力を出し合い、支えあうことによって、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを進めることを目的とする

第3条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う

- 1 情報提供
- 2 会員相互の助け合い
- 3 会員相互の親睦・交流
- 4 市民活動の応援
- 5 関係諸団体との連携
- 6 その他 本会の目的達成のために必要な事業

第4条 (会員) 本会は第2条の目的に賛同し、年会費を納入し、申込書を代表に提出したものをもって会員とする

- 2 会員の年会費は、個人1口1,000円、団体1口3,000円とし、年度始めに納入することを原則とする。(口数は何口でも可)
- 3 退会する時は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができる
年度途中での退会については、すでに納めた年会費は返還しない
年会費を2年滞納した時は退会とみなす

第5条 (役員) 本会に次の役員をおく。

代表	1名
副代表	1~2名
幹事	若干名
会計責任者	1名
監査	2名

- 2 役員は、会員の互選により選出する
- 3 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない

第6条 (職務) 代表は、この会を代表し、その業務を統括する

- 2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるとき または欠席の時はその職務を代行する
- 3 幹事は、会の運営に携わる
- 4 会計責任者は、会の会計をつかさどる
- 5 監査は、会の業務および財産の状況を監査する

- 第7条（総会） 代表は毎年1回の定期総会 その他 必要に応じ臨時総会を招集する
- 2 総会はこの会の最高議決機関で、委任状を含めて会員の過半数の出席がなければ開会できない
議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
 - 3 総会は次の事項について議決する。
 - (1) 活動報告及び決算報告
 - (2) 活動計画及び予算
 - (3) 役員を選出又は解任
 - (4) 会則、活動等の変更
 - (5) 解散
 - (6) その他 会の運営に関する重要事項

- 第8条（役員会）役員会は役員をもって構成する。但し、監査をのぞく
- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、その他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する

- 第9条（経費）本会の経費は、会費、寄付金、事業収益その他の収入をもって充当する

- 第10条（活動報告書及び決算）
- 代表は、毎活動年度終了後2ヶ月以内に、活動報告書、決算報告書を作成し監査を経て、総会の承認を得なければならない

- 第11条（活動年度）
- 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする

- 第12条（事務局）
- この会の事務を処理するため、事務局をおく

- 第13条（補則）
- 本会則に定めなき事項については、役員会で決定する

- 附則 本会則は、2009年3月1日より実施する。
この会の設立初年度の事業年度は第11条の規定にかかわらず、成立の日から2009年12月31日までとする
2012年1月28日 一部改定